

[事案 2021-307] 新契約無効請求

・令和 4 年 12 月 9 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-306] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 5 月に契約した米ドル建終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、契約途中に保険金を減額しても解約控除はかからないと説明を受けた。
- (2) 募集人から重要事項の説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットを用いて、減額時にも解約控除があることを説明している。
- (2) 募集人は、パンフレットと設計書で重要事項の説明を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。